

75歳以上のみなさんへ

65歳以上で一定の障がいがあり、認定を受けた方を含む。



令和
7年

8月からは、**マイナ保険証**が

紫色の資格確認書のどちらかを医療機関に提示してください

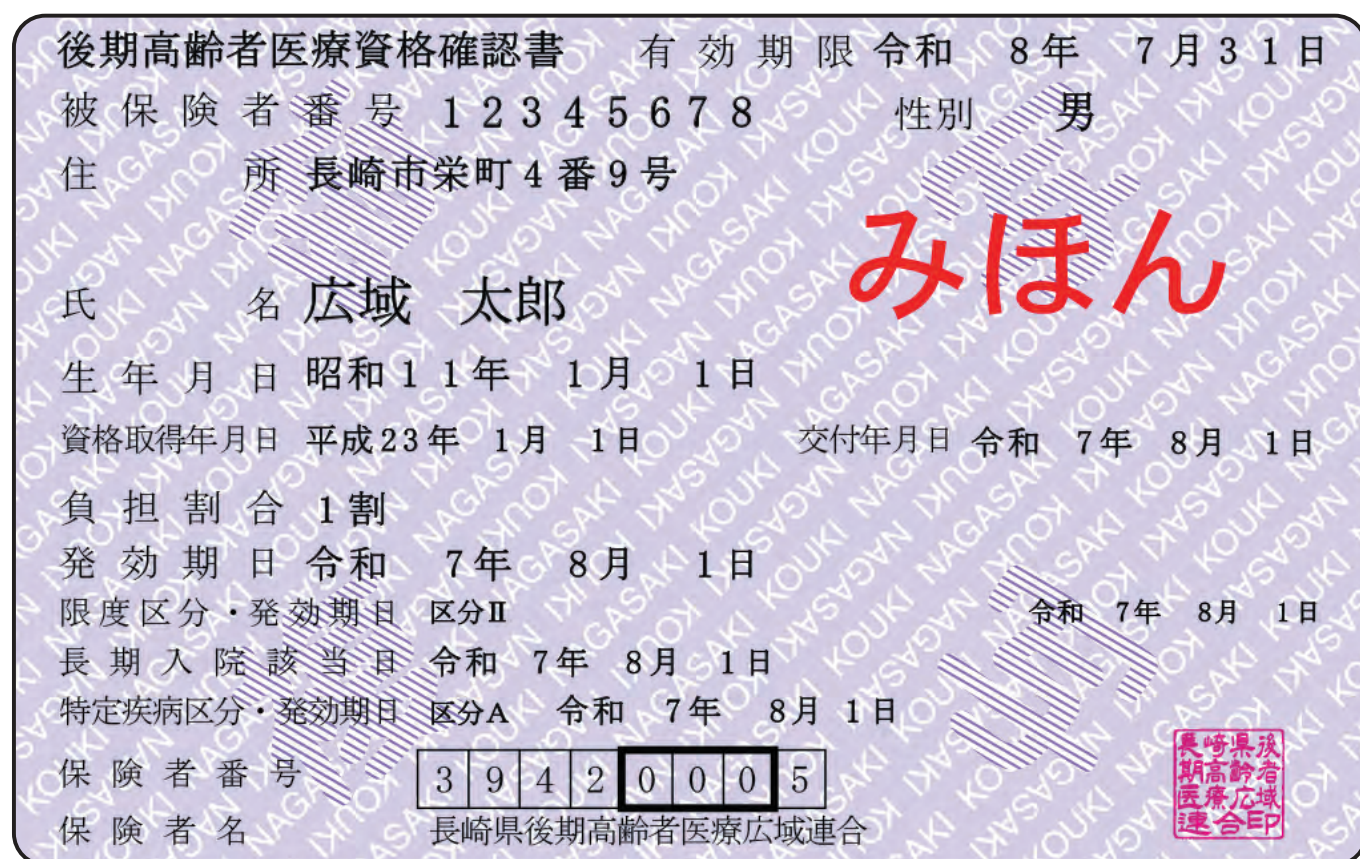
紫色の資格確認書は、お住まいの市役所・町役場から**全ての被保険者**の方に**7月中旬に郵送により交付**します。手続きの必要はありません。

マイナ保険証

8月からの資格確認書

紫 色

●大きさは名刺サイズです。



マイナ保険証

を利用可能な方はぜひマイナ保険証をご利用ください。

健診結果やお薬の処方歴がわかるなど、よりよい医療が受けられます。

- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証

の2つは **廃止** されました。

令和6年8月1日から令和7年7月31日の間に、これら2つの証の交付を受けていた方は、8月からの資格確認書に限度区分を併記します。手続きの必要はありません。



お問合せは

お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当課
又は、長崎県後期高齢者医療広域連合へどうぞ

広域連合
ホームページは
こちらから



長崎県後期高齢者医療広域連合

〒850-0875

長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館5階

TEL 095-816-3930

FAX 095-823-2425